

各規制緩和の実現に向けた進捗状況について

1 農家レストランの設置要件緩和

- ・ 平成26年4月に、関係各課（農林水産部、都市政策部、建築部、保健衛生部、消防局、農業委員会、経済部）で構成する「農家レストラン作業部会」を立ち上げ、設置基準やガイドラインの作成に向けて協議を開始。
- ・ 併せて、先般実施した「国家戦略特区に関するアンケート調査」の結果をもとに、農家レストラン開設に向けた具体的なプランを持つ農業者又は農業者法人等を対象にヒアリングを実施。
- ・ 具体的な立地条件や施設規模などをしっかりと把握したうえで、作業部会において、7月を目途に設置基準やガイドラインを作成する予定。

2 農業生産法人の役員要件の緩和

- ・ 国家戦略特区法に「農業法人経営多角化等促進事業」として位置付けられている。
- ・ 区域計画に「農業法人経営多角化等促進事業」の掲載を予定しており、第1回区域会議の開催後に事業計画者からの申し出を受け付ける。
- ・ 区域計画の認定後、申し出を受け付けられた者は「農業法人経営多角化等促進事業」を活用した「特例農業法人」の設立等が可能となる。

3 農業への信用保証制度の適用

- ・ 農業への信用保証適用については、市が（国とともに）信用保証協会へ応分の金銭的負担を行うことが示されている。
- ・ 負担の程度や方法、具体的制度内容については、現在中小企業庁が大枠を構築しているところであり、6月中には決定される見通し。
- ・ 大枠が示された後、速やかに、市・保証協会・関係金融機関による検討会を設け、秋頃となる制度運用開始に向けて検討を進めていく予定。

4 農地流動化（集積・集約）による新規参入の拡大

- ・ 国家戦略特別区域法に「農地等効率的利用促進事業」として位置付けられている。
- ・ 農業委員会と市長が農地法第3条に基づく農地の権利移転に関する事務の分担について協議を行い、合意した場合に市長がその事務の一部を担うことができるもの。政令指定都市では市長に代わり区長が担うこととされている。
- ・ 新潟市が国家戦略特区に選定された後に行った農業委員との意見交換に基づいて、農業委員会事務局及び区役所農政担当課と事務分担案の検討を行っている。
- ・ 事務分担案を作成の後、農業委員会及び各農業委員への説明を行う予定。

5 市独自の食品機能性表示制度の創設

- ・ 現在、消費者庁主催の「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」にて企業等の責任において科学的根拠をもとに機能性を表示できる新たな方策について検討が行われている。
- ・ 新たな方策については8月中には検討を終え、平成27年度より実施される予定となっている。
- ・ 「食品の新たな機能性表示制度に関する検討会」の動向に注視しながら、本市独自の食品機能性表示制度の創設について検討を進めていく予定。

6 農業ベンチャーの創業支援の拡充

- ・ 農業ベンチャーをはじめとした新規開業企業等に対し、創業・経営支援から雇用管理等の相談・助言まで創業のワンストップ支援を行うため、新潟IPCビジネス支援センターによる創業・経営等の相談とともに、雇用指針に基づき雇用管理や労働契約ルールに関する相談、助言を行う「雇用労働相談センター（仮称）」の設置に向けて検討を進めている。